

29年度の農地中間管理事業の更なる進展に向けて

- 事業開始3年度目となっている農地中間管理事業については、制度立ち上がり段階と言える時期は既に終わり、しっかりとした結果・実績をあげていくことが強く求められている状況にあります。
- 10年間で担い手への集積率を8割に引き上げるという目標達成のために年間14万haの集積が必要とされる中、過去の実績はまだ十分な水準に達していません。また、農地中間管理事業の推進に関する法律の附則に基づく5年後の制度の在り方検討を考えても、その折り返しを迎えているところです。
- 集積目標の達成に向けて、国としても、農業競争力強化プログラムに基づき新たな土地改良制度の創設を検討するなど、各般の農業施策と機構との連携を一層強化していく考えです。
- 各都道府県・機構においては、過去3年間（特に28年度）の取組結果を評価・分析し、29年度に実績を大きく伸ばすための活動方針を早期に検討し、関係機関と共有した上で、年度当初から着実に活動できるようにしてください。
- 実績を大きく伸ばすための活動方針の検討に当たっては、特に以下の点について十分に考慮するようお願いします。

（1）農地整備事業の活用

機構が実績をあげていくためには、農地整備事業との連携にこれまで以上に取り組んでいく必要があります。今通常国会には、新たな土地改良制度に関する法案を提出する予定ですが、機構と農地整備に関する担当部局・関係機関が実態面で連携できていることが絶対必要です。

国でも経営局と農村振興局の連携を強める方向ですが、各県・機構においても、次の点に留意して取組を推進してください。

- ① 農地整備事業が実施又は予定されている地区での機構の活用の徹底を図ること（平成28年度当初の連携率は5割にとどまっており、これを更に引き上げる必要）。

- ② さらに、農地集積・集約化を進める上での地域や農業者の農地整備に対するニーズの把握を積極的に行い、農地整備を行えば担い手への集積・集約化が進むという地区での取組を推進すること。

(2) 農業委員会との連携

農業委員会は28年度より農地利用の最適化を行うことが必須業務化されたところであり、農業委員会と機構とが連携して現場での活動を行うことは今後の機構事業の推進上極めて重要です。また、来年度には計9割の市町村で新制度に移行することとなっています。

国としても全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所）などとの連携を強めていく考えですが、各県・機構においても、次の点に留意して取組を推進してください。

- ① 28年度に新制度に移行した市町村については、28年度の実態をしっかりと振り返り、28年度内を目途に来年度に向けた取組の方向を各市町村と共有し、29年度当初から現場で連携した活動が着実に行われるようすること。
- ② 29年度に新制度に移行する市町村について、現時点から各市町村との具体的連携方法に係る協議・調整を行うとともに、選任された推進委員への研修等を実施すること。

(3) 市町村との更なる連携

これまでの各県の農地中間管理事業の取組状況をみると、市町村が真剣に担い手への農地集積に取り組んでいる市町村において着実に実績が出ているほか、優良な事例も数多く創出されているところであります、いかに市町村の意識を高めて機構事業への協力を取り付けるかが重要です。

国としても、引き続き、各県・機構と連携して市町村への働きかけを行っていく考えですが、各県・機構においても、次の点に留意して取組を推進してください。

- ① 28年度までの各市町村の取組状況（特に28年度の取組状況）を分析した上で、首長への働きかけや、市町村ごとの取組の課題に応じて現場の活動体制の強化や人・農地プランの話し合いの推進などの対策を講じること。
- ② 特に、人・農地プランについては、市町村の自主的な動きに任せることではなく、都道府県がしっかりと旗振り役を担うこと。

③ また、担い手への農地集積を着実に進めるためには地域ごとに担い手の掘り起こしを行うことが重要であることから、市町村とともに、各地域の農業者の実態把握を行い、地域ごとに担い手となるべき者をしっかりと見定め、集積のターゲットとして位置づけること。

(4) 中山間地域・果樹地域での取組強化

事業3年度目となり、これまでに明らかとなった様々な課題に対処する必要がありますが、多くの県に共通する課題が中山間地域や果樹地域での取組強化です。これらの地域は平場の水田地帯に比べて担い手への集積率が低く、機構がしっかりと機能していく必要がある地域です。

国においても、関連事業と機構との連携強化を含め、農村振興部局や果樹生産部局と連携した取組を推進しているところですが、各県・機構においても、次の点に留意して取組を推進してください。

- ① 中山間地域については、市町村と連携し、地域農業の将来像の話し合いを進め、中山間地農業ルネッサンス事業など中山間地域を対象とした国の各事業の活用と併せ、機構による担い手への集積を進めること。
- ② 果樹地域については、産地協議会をはじめとした各地域の生産振興機関と機構とが連携した取組を進め、モデル地区での実績を早期に確保し、その横展開（取組地区の増加）を図ること。

(5) 運用の改善

平成28年秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、農地中間管理機構の農地の借受けに係る運用や事務手続期間に関する指摘を受けたところであり、これを踏まえ、昨年12月に運用の改善を求める以下の2つの通知を各県・機構に発出したところです。機構が今後更に実績をあげていくためには、このような指摘を受けることがないよう運用の改善に努め、農業者等の信頼を確保していく必要があります。

国においても、県の認可公告をホームページで行うことがより明確となるように省令改正を行う予定であるなど、各県の機構における運用改善に資する対応を行っていく考えですが、各県・機構においても、昨年12月の通知に基づく運用の改善をしっかりと行うようにしてください。

- ① 農地中間管理事業の適切な運用について
(平成28年12月21日付け28経営第2347号農地政策課長通知)

- ② 農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続の円滑な実施について
(平成28年12月21日付け28経営第2346号農地政策課長通知)

(6) 相対で動いている案件の取り込みの強化

機構が更に実績をあげていくためには、これまで相対で動いているような案件についてもより積極的に機構に取り込んでいくことが重要です。このため、農業者等への機構事業の周知活動の強化や上記の事務手続期間短縮に係る運用改善等により、農業者等が機構を選んでいただく環境作りに努めてください。

28 経営第2347号
平成28年12月21日

宮城県農地中間管理機構理事長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地中間管理事業の適切な運用の徹底について

1 本年11月11日に開催された平成28年秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、農地中間管理事業の運用に関して、農地所有者から農地中間管理機構（以下「機構」という。）への貸付希望があった際、借受希望者を見つけてこないと借り受けないとという運用が行われているとの指摘が参加者からありました。この点に関しては、農業者等から国に対しても、一部の地域において同様の運用が行われているとの指摘が寄せられているところです。

各都道府県・機構に対してはこれまでもこのような運用がないよう様々な形で求めてきたところです。それは、農地の利用の効率化及び高度化を促進する観点から、農地の受け手の掘り起こしは機構の重要な役割であり、貸付希望者に借受希望者を見つけるよう求めることが農地中間管理事業の趣旨に反するためです。

貸付希望者に対し借受希望者を見つけてこないと機構は借り受けないとといった運用がなされることがないよう、再度、機構の職員はもとより、委託先の市町村等関係機関までしっかりと周知徹底いただくようお願いします。併せて、借り受ける農地の利用調整を地域任せにせず、委託先を含め機構自らが、地域の内外を問わず農業を行う法人や農業への参入を希望する企業などに働きかけを行うなど、積極的に農地の受け手の掘り起こしをしてください。

2 また、秋のレビューの際には、農地の集約化を進めるため機構は農地の中間管理を積極的に行う必要があるといった趣旨の指摘がなされました。担い手への農地の集約化は農地中間管理事業の重要な目的であり、この目的を早期に実現するためにも、機構が農地中間管理権を有する農地のストックを積み上げる必要があります。このため、機構が借受けを行う際の基本的な姿勢として、借受けを行う時点で借受先が確定していない場合であっても地域の担い手の状況等を勘案しつつ農地中間管理権の設定を前向きに行うこととしてください。

3 さらに、秋のレビューにおいては、関係者間の役割分担を踏まえて効果的な連携の仕組みづくりを急ぐべきとの指摘も受けました。

国からは、「農地中間管理機構を軌道に乗せるための平成27年度の取組状況と今後の方針」（平成28年5月）を踏まえ、「農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策の更なる徹底について」（平成28年6月3日付け28経営第722号農林水産省経営局長通知）により、各関係機関との望ましい役割分担の在り方を整理し、活動方針に盛り込むようお願いしているところです。

各機構におかれてはそれぞれの活動方針へ必要な記載をされているところですが、現時点では必ずしも十分なものとはなっていないケースが見られます。

このため、

- ① 機構、市町村、農業委員会、土地改良区等の各関係機関がそれぞれどのような活動を行うのか
- ② それぞれの活動による情報の収集・整理、進捗管理、検証及び見直しをそれぞれどこが中心となって行うのか

といった観点から活動方針の記載内容について再度点検していただき、必要な見直しを行った上で、各関係機関の現場の活動が円滑に進むよう努めてください。

28経営第2346号

平成28年12月21日

宮城県農地中間管理機構理事長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続の円滑な実施について

日頃から農地中間管理事業の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年11月に開催された平成28年秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、「機構集積協力金の申請等の時期については、営農スケジュールに配慮すべきである」という事務手続に関する指摘を受けたところです。

農地中間管理事業に係る事務手続については、これまで国から各都道府県・農地中間管理機構に対し、昨年7月の全国研修会の際に「事務手続期間短縮化のための工夫」の例を示すとともに、「農地中間管理事業に関する事務手続の円滑な実施に向けた対応について」（平成27年12月1日付け27経営第2178号農林水産省経営局農地政策課長通知）により、国から示した期間短縮化の工夫の例に基づき、事務手続の短縮化に努めるよう求めてきたところです。

今般、上記の指摘を踏まえ、農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務処理の運用実態調査並びに国が示した期間短縮化の工夫の例の実施状況調査を実施したところ、機構集積協力金に係る農地所有者からの農地貸付けの申出期限が農繁期に設定されているケースや国が示した期間短縮化の例の実施が徹底されていない実態が確認されました。

このような状況を踏まえ、別紙のとおり農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続の円滑な実施に向けた改善点を取りまとめましたので、御留意の上、機構集積協力金に係る農業者等の農地貸付けの申出期限を営農スケジュールに配慮して設定するなど、事務手続の円滑な実施に努めていただくようお願いします。

なお、この改善点の対応状況については、追ってフォローアップを行いたいと考えておりますので、御了知願います。

(添付資料)

- ・別紙：農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続の円滑な実施に向けた改善点
- ・参考1：農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務処理の運用実態調査結果
- ・参考2：国が示した期間短縮化の工夫の例の実施状況調査結果
- ・参考3：事務手続期間短縮化のための工夫

(別紙)

農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続の 円滑な実施に向けた改善点

農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務処理の運用実態調査結果（参考1）並びに国が示した期間短縮化の工夫の例の実施状況調査結果（参考2）を踏まえ、以下の点について改善を行うこととしてください。

1. 所有者・受け手との交渉の段階から機構・県と市町村等が情報共有する。

【国が示した短縮化の工夫①】

約8割の県で当該工夫を実施しており、工夫前と比べて、書類不備や修正による手戻りが減少するなどし、手続期間が数日～2週間程度短縮したなどの効果が出ています。

一方、運用実態調査結果では、農地中間管理機構（以下「機構」という。）による配分計画案の受付から県への認可申請までの処理期間が1週間を超える機関が約5割あるほか、県による機関からの認可申請の受付から認可公告までの処理期間が5週間を超えている県が約2割あるなど、機関・県における事務処理が依然として長い県が見受けられます。

このため、当該工夫を実施していない県においては、市町村等との連携を強化してその実施を徹底するとともに、既に実施している県においても、情報共有に基づく事前審査を行うことなどにより、機関及び県での処理期間の更なる短縮に努めてください。

2. 集積計画作成と配分計画案作成の手続を並行して進める。

【国が示した短縮化の工夫②のア】

約9割の県で当該工夫を実施しており、工夫前と比べて、手続期間が半月～1ヶ月程度短縮したなどの効果が出ています。

一方、運用実態調査結果では、農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）と農用地利用配分計画（以下「配分計画」という。）の案の作成を並行して進めている市町村でも、対象となる筆数が多いため書類作成に時間を要するなどの理由により、当該事務処理期間が1ヶ月を超えている市町村が見受けられます。

このため、当該工夫が徹底されていない県においては、市町村に対してその実施を要請するとともに、既に各市町村で実施している県においても、各市町村での事務処理期間を把握し、7（1）に掲げる取組の実施や農業委員会の協力、委託費を活用した市町村における専任職員の配置などにより、事務手続期間の更なる短縮に努めてください。

3. 農業委員会の開催回数を増やす（集積計画の公告を適切な時期及び頻度で行う）。

【国が示した短縮化の工夫②のイ】

集積計画の公告は、農業者がその希望する時期に機関に農地を貸し付けることが可能

となるよう、適切な時期及び頻度で行うことが重要です。

各県・機構においては、各市町村の公告時期及び頻度について、上記の観点から適切であるか精査し、改善が必要な市町村に対しては、農業委員会の開催回数を増やすなどし、適切な時期及び頻度で公告するよう要請してください。

4. 縦覧のための決裁時に、縦覧期間中に利害関係人から意見書の提出がなかった場合は認可の公告をする旨も併せて決裁を済ませる。【国が示した短縮化の工夫③】

約半数の県で当該工夫を実施しており、工夫前と比べて、手続期間が5日～2週間程度短縮したなどの効果が出ています。

当該工夫を実施していない県では、その実施を早期に行うこととしてください。

5. 縦覧の公告及び認可公告について、県の公報を使用せず、県のホームページ上で隨時行う。【国が示した短縮化の工夫④】

約4割の県で当該工夫を実施しており、工夫前と比べ、7日～1ヶ月程度手続期間が短縮するなどの効果が出ています。

当該工夫を実施していない県では、その実施を早期に行うこととしてください。

なお、一部の県からは、現行の機構法省令の規定ではインターネットによる公告が可能であることが明確ではないとの意見が示されていることから、今後、インターネットによる公告が可能であることが明確になるよう省令改正も検討する方向です。

6. 農業者の営農スケジュールに配慮した機構集積協力金の事務手続の実施

運用実態調査結果では、機構集積協力金に係る出し手からの農地貸付けの申出期限を6月～9月の早い時期としている市町村が見られます。一部の協力金については、12月末までに配分計画の公告を行う必要があるため、それに係る事務手続の期間を考慮した上で出し手からの申出期限が設定されているものと思われますが、上記1～5の短縮化の工夫が徹底されれば、申出期限を引き延ばすことは十分可能と考えられます。

各県・機構においては、上記の短縮化の工夫に取り組みながら、各市町村における出し手からの申出期限等の事務スケジュールを把握し、農業者の営農スケジュールに極力配慮したものとなるよう的確に要請してください。

7. 更なる工夫の取組

国が示した短縮化の工夫の例のほか、独自の工夫を行っている県・機構もありますので、参考としてください。

(1) 農用地利用集積計画書の合同書類作成会の実施（福岡県柳川市）

《取組内容》

機構を活用する地区における事務手続期間を短縮するため、農用地利用集積計画

書の合同書類作成会を以下の手順で実施している。(書類作成会のレイアウト例参照)

- ① 重点推進地区を設定し、市、県、機構、農業委員会等が農地中間管理事業の説明を繰り返し行うことで、地区において機構にまとまった農地を貸すという全体的な合意形成を図る。
- ② 合意形成を踏まえ、市と重点推進地区の大規模経営体等が連携し、当該地区内の各農地所有者に、所有する各農地について機構への貸付けの意思の有無を回答してもらうための意向調査表を配付・回収する。
- ③ 市が意向調査表に基づき、貸付申出書、農用地利用集積計画書を合同書類作成会の内容確認用として作成する。
- ④ 機構への貸付けの意向を示した農地所有者に対し、市が農用地利用集積計画書の合同書類作成会の開催を案内する。
- ⑤ 合同書類作成会を開催し、市や機構が農地所有者に対し、市があらかじめ作成していた貸付申出書及び農用地利用集積計画書の内容を説明し、押印を得る。その際、事務書類の修正が必要になった場合にも、市がその場で書類を修正できるようにする。

《効果》

合同書類作成会の開催により、以下のような効果が得られた。

- ① 各農地所有者に一堂に集まっていただき書類を作成することで、市や機構が各農地所有者を個別に訪問する手間が省略できた。
- ② その場で書類の修正にも対応できるようにすることで、手戻り等の時間を省略できた。
- ③ 市や機構が一緒に開催・説明することで、農地所有者からの農地中間管理事業に対する疑問や相談にその場で的確に答えることが可能となり、円滑に書類の作成が進んだ。

(2) 関係機関での年間スケジュールの共有

県が機構や市町村に対して年間の認可公告のスケジュールをあらかじめ提示し、書類の提出期限を明確にすることで、機構や市町村が計画的に事務手続を進められるようにしている。(茨城県、山梨県、長野県、静岡県、富山県、三重県、山口県、香川県、宮崎県、鹿児島県)

平成28年度農地中間管理事業関連事業の変更内容について

1 機構集積協力金

(1)事業概要

担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとめた農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付する。

(2)変更点

◎対象農地

H27まで	機構に貸し付けた農地
H28～	機構に貸し付けた農地の内「新規集積農地」

※「新規集積農地」とは、機構へ貸付する農地が少なくとも過去1年間担い手農家が耕作していない農地を言う。

◎交付単価

	地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
	地域タイプ	個人タイプ	
H27まで	2.0万円/10a～ 3.6万円/10a ※津波被災地市町村 上記金額に4千円上乗	30万円/戸～ 70万円/戸	1.0万円/10a
	国からの交付額から 個人タイプを配分した 残額により年末に単価 決定（いくら貰えるか 分からぬ） ※津波被災地市町村 上記金額は無し	3.0万円/10a (上限有り)	1.0万円/10a
H28～	田（畠）の区画拡大	暗渠排水	
	10万円/10a	15万円/10a	

2 農地耕作条件改善事業

(1)事業概要

農地中間管理事業の重点実施区域において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を支援する。

(2)変更点（主な工種のみ抜粋）

◎定額助成単価

	田（畠）の区画拡大	暗渠排水
H28まで 当初予算	10万円/10a	15万円/10a
H28補正 予算～	畦畔撤去のみ： 3万円/10a	トレンチャー工法： 10万円/10a 掘削同時埋設工法： 7.5万円/10a
		※工種毎に細分化され単価設定

